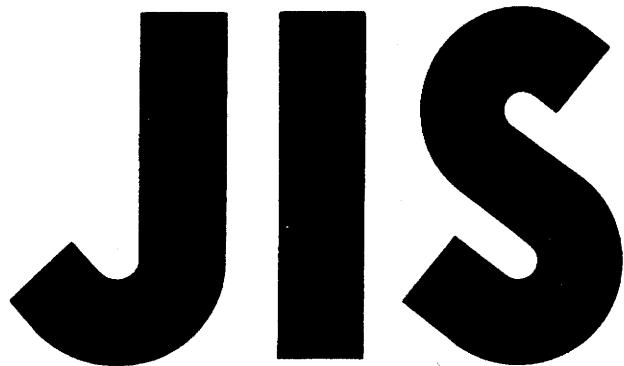


UDC 621.643.2-036.5 : 678.06-462 : 696.1



A 5350

## 強化プラスチック複合管

JIS A 5350-1991

(2001 確認)

平成18年 7月20日付け追補 あり

平成3年10月1日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

---

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：昭和 59. 9. 1 改正：平成 3. 10. 1 確認：平成 13. 7. 20

官 報 公 示：平成13.7.23

原案作成協力者：強化プラスチック複合管協会

審 議 部 会：日本工業標準調査会 土木部会（部会長 西澤 紀昭）

この規格についての意見又は質問は、経済産業省 産業技術環境局標準課 産業基盤標準化推進室（〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3-1）へ連絡してください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

# 強化プラスチック複合管 A 5350-1991 (2001 確認)

## Fiberglass reinforced plastic mortar pipes

1. 適用範囲 この規格は、主に水路に使用される強化プラスチック複合管（以下、管という。）について規定する。

備考 この規格の引用規格を、次に示す。

JIS K 6353 水道用ゴム

JIS K 6919 強化プラスチック用液状不飽和ポリエステル樹脂

JIS R 3412 ガラスロービング

JIS S 6040 一般工作用接着剤

2. 用語の定義 この規格で用いる用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 内圧管 内圧と外圧に対して設計されているもの。

(2) 外圧管 外圧に対して設計されているもの。

(3) 基準たわみ量 外圧試験において、基準たわみ外圧を判定するときのたわみ量。

(4) 基準たわみ外圧 外圧試験において基準たわみ量に達したときの荷重で、管の剛性を判定するもの。

(5) 試験内圧 内圧管の内圧試験において管に漏水があってはならない内圧で、内圧強さを判定するもの。

(6) 試験外圧 内圧管の外圧試験において外圧強さを判定するもの。

(7) 破壊外圧 外圧管の外圧試験において外圧強さを判定するもの。

(8) 管の有効長 管と管を接続したときの管の実用長さをいい、管の全長から受口の挿入代 (P) を差し引いた値。

3. 種類 管の種類は、内圧・外圧の別、強さ及び形状<sup>(1)</sup>によって区分し、種類と呼び径の関係は、表1のとおりとする。

なお、形状におけるB形、C形及びT形は、フィラメントワインディング成形方法によるものに適用し、D形は、遠心力成形方法によるものに適用する。

注<sup>(1)</sup> 形状は、次のとおり区分する。

(1) B形 継手部のゴム輪が、管の挿口部外面に接着剤によって、あらかじめ接着されている構造のもの。

(2) C形 継手部のゴム輪が、管の受口部内面に接着剤によって、あらかじめ接着されている構造のもの。

(3) D形 継手部のゴム輪が、管の受口部内面に設けられた溝に、あらかじめ装着されている構造のもの。

(4) T形 継手部のゴム輪が、管の受口部内面に設けられた溝に、現場接合時に装着される構造のもの。